

目 標 年 度
令 和 1 2 年 度

改正年月	平成 13 年 3 月
	平成 18 年 11 月
	平成 30 年 5 月
	令和 4 年 3 月

福島県果樹農業振興計画書

令和 4 年 3 月作成

福 島 県

目 次

1	果樹農業の振興に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 重点品目(もも、なし、ぶどう)の生産力強化	
	(2) 担い手の育成・確保と経営安定	
	(3) 円滑な園地継承及び園地集積	
	(4) 生産性の向上	
	(5) 共同防除組織の機能強化	
	(6) 果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化	
	(7) 本県果樹のブランド力強化	
	(8) 販路の拡大	
	(9) 風評払拭と消費拡大対策	
	(10) 苗木の安定的な供給	
	(11) 樹種別の振興方針	
2	果樹産地構造改革計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1) 果樹産地構造改革計画の策定	
	(2) 産地計画の内容	
	(3) 果樹産地構造改革計画の策定状況	
3	産出額の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
4	栽培面積及び生産量の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5	自然的経済的条件に必ずる果樹園経営の指標・・・・・・・・	17
	(1) 栽培に適する自然条件	
	(2) 果樹園経営の指標	
6	果実の集出荷体制の整備に関する事項・・・・・・・・・・	20
	(1) 集出荷施設の機能強化	
	(2) 選果施設の整備	
	(3) 出荷規格の改訂	
7	果実加工の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1) 果実加工に関する基本的な考え方	
	(2) あんぽ柿	
	(3) その他の果実	
8	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(1) 本県果樹のPRと地域振興	
	(2) 果樹における施設化の推進計画	
	(3) 主な果樹の品種構成の改善目標	
	(4) なしジョイント仕立て推進計画	
	(5) りんごおい化栽培推進計画	

1 果樹農業の振興に関する方針

本県の果樹農業は、地理的に恵まれた立地条件を活かし、もも、りんご、なし等を始めとして多くの樹種が栽培されおり、全国でも有数の落葉果樹産地として発展してきた。

令和元年の果樹栽培面積は6,710ha、産出額は273億円であり、東日本大震災前の平成22年と比較すると、面積は690ha、産出額は19億円、それぞれ減少しているものの、農産物作付け延べ面積に占める果樹栽培面積の割合は6.3%、農業産出額に占める果実産出額の割合は13.1%と本県農業を支える重要な基幹作物である。

新たな福島県農林水産業振興計画では生産及び販売対策を講じることにより園芸品目の農業産出額993億円の達成を目標としている。

生産面では、特に本県の主力品目であるももにおいて、モモせん孔細菌病が平成24年度に県内全域で大発生して以降、被害が慢性化しており、国、県、市町村及び関係団体が密に連携し、ももの産地再生に向けた総合的な課題解決に取り組むため、令和2年10月には「モモせん孔細菌病対策連絡協議会」を設立し、モモせん孔細菌病の抑制、まん延防止に向けた取組を進めてきた。また、令和元年東日本台風（台風19号）による浸水被害や令和3年4月の凍霜害などの自然災害に対しては各種支援事業の活用を推進し、生産体制の強化に努めてきた。

今後は、栽培面積の減少や放任園の増加など、産地の生産基盤が弱体化してきていることから、生産性を向上させるため、新植・改植の積極的な誘導や、日本なし等のジョイント仕立てなどの省力化、早期成園化技術の普及に努めるとともに、園地継承や新たな栽培者へ技術を継承する仕組みを早急に構築する必要がある。

販売面では、原子力災害後から現在に至るまで、優良品種の導入や樹体洗浄、改植による放射性セシウムの吸収抑制対策に取り組むとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）や産地での自主検査等、世界に類を見ない厳格な生産、流通・販売体制を構築し、信頼確保に努めてきたことにより価格回復の兆しが見え始めており、早期に輸入規制が解除された東南アジアを中心に輸出量は震災前の水準を取り戻した。

また、直売所を核とした地産地消やストレート果汁、ワイン、ドライフルーツ、菓子類等、加工品への利用など6次化の動きも活発になっている。

しかしながら、本県産農産物等の流通・販売環境は、未だに厳しい状態が継続しており、令和3年度福島県産農産物等流通実態調査（農林水産省、令和4年3月公表）によると、依然として全国平均を下回る価格の品目が多い状況にある。

このようなことから、今後は引き続き安全確保とおいしさ等のPRに取り組むとともに輸出品目としてのポテンシャルが高い本県産果実の輸出や、ライフスタイルの変化等に伴う消費者ニーズをふまえた加工品づくりの意欲のある産地や事業者等に対して支援を行う。

これらの推進は市町村、農業協同組合等の関係機関・団体と連携のもと、もも等の本県を代表する品目の生産力と競争力の強化に重点化した取組や、中山間地域や経営規模に応じたスマート農業等の技術や優良品種の積極的な導入などにより、持続的に発展する果樹農業の実現を目指す。

(1) 重点品目（もも、なし、ぶどう）の生産力強化

ア もも産地の改革

(ア) 産地の生産力強化

高品質な果実生産と長期安定出荷のため、品種構成の見直しと計画的な改植により生産力を強化する。また、高齢化への対応と規模拡大を促進するため低樹高栽培等の省力技術を導入し、省力的で雇用労力を導入しやすい園地づくりを進める。

加えて、新規参入者やUターン就農者等の新規栽培者の技術向上を支援し、生産者の確保・定着を図るとともに、高齢化等により栽培が困難となる生産者のほ場の活用を促進する。

(イ) モモせん孔細菌病被害の軽減

重大な伝染源となる春型枝病斑のせん除などの耕種的防除や、秋期防除を中心とする薬剤防除を徹底するとともに、被害の大きい地域では防風ネットなどの導入を進める。また、効果的な薬剤防除の障害となっている収穫時期の異なる品種の混植を解消するため、品種ごとに団地化を進める。

イ なし産地の強化

(ア) 早期成園化技術による生産性の向上

既存産地の老朽化した園地を解消し、園地の新植・改植と早期成園化による産地再生を図る。ジョイント仕立てや新一文字型樹形等の新技術の積極的な導入を促進する。また、導入品種については、本県の基幹品種である「幸水」「豊水」を主としながらも県育成オリジナル品種や、「あきづき」「甘太」「王秋」等の品種の導入を図り、販売力や市場競争力の高い品種構成の実現を目指す。

(イ) 相双地方におけるなし産地の再生

相双地方においては、避難指示の解除や生産者の帰還に合わせて、園地の更新による産地再生を目指す。また、既に営農を再開している生産者の規模拡大等を支援する。

ウ 高収益ぶどう産地の育成

(ア) 施設化と改植による産地基盤の強化

単収の低い園地の生産力を回復させるため、改植を推進する。改植に当たっては、新短梢栽培等の省力技術や早期成園化技術の導入を支援し、規模拡大や単収向上を図る。

また、ぶどうの重要病害である晩腐病やべと病対策のために雨除け施設の導入を進める。

(イ) 優良品種導入による単価向上

消費者のニーズが高い「シャインマスカット」等の優良品種を導入し、販売単価の向上を図る。また、品種の切り替えに当たっては根圏制御栽培等の新技術を活用し早期多収を図る。

(2) 担い手の育成・確保と経営安定

ア 担い手の育成・確保

(ア) 担い手の育成強化

産地の維持・拡大を図るため、果樹産地構造改革計画や「人・農地プラン」におい

て、次世代の産地の担い手として位置づけられた新規就農者等を、生産者、生産部会、普及組織、関係機関が連携してバックアップし、果樹特有の栽培管理技術を新規就農者等が段階的に習得していくことができる体制整備を支援する。

(イ) 新規参入者やUターン就農者を含む新規就農者への支援体制強化

栽培技術等に関する相談窓口の充実を図り、農業総合センター等と連携して研修へ誘導する。また、各産地において関係機関と連携し、農業技術や経営等をサポートする受け皿機能を強化するため、農業法人や経営力の高い個別経営体の育成を通して雇用就農の機会の増加を図る。

イ 担い手の経営安定支援

(ア) 農業経営の法人化等の推進

雇用の活用等に必要となる経営管理能力向上を支援し、大規模な法人経営体を育成する。

(イ) 多様な労働力の活用とリスク分散

果樹経営の安定化を図るため、農業協同組合等による無料職業紹介や民間組織によるヘルパー派遣等の労働力調整システムの活用、他業種や農福連携の取組など、多様な労働力の活用を促進する。

さらに、樹種複合化や品種構成の改善を推進し、自然災害からの危険分散や作業労力の平準化を図る。

(3) 円滑な園地継承及び園地集積

ア 樹園地継承に向けた体制構築

農林業センサスによると、令和2年度の本県における果樹栽培農家数は5,189戸と平成27年と比べると約20%減となっており、後継者不足や農業従事者の高齢化による廃園や放任園が増加している。

このため、貸付希望農地や放任園に関する意向調査等を行い、農地中間管理機構（農地バンク）や果樹産地協議会と共有するとともに、地域の農業者等が話し合いを通じて将来方針を取りまとめる「人・農地プランの実質化」を促進し、農地の有効活用と園地集積を推進する。

イ 担い手への高収益な園地の継承

新規就農者や後継者などの新たな担い手が整備された園地を未収益期間を経ることなく利用できるよう支援する。

(4) 生産性の向上

ア スマート農業の推進

近年、土地利用型作物と比較して作業の機械化が進んでいない果樹農業についても急傾斜地に対応した草刈機やリモコン式・自動式の草刈機が実用化され、自動収穫機等の開発も進められている。

作業性の向上と機械化による省力化を促進するため、ロボット自走草刈機やぶどうの根圏制御栽培等のスマート農業等の技術導入を推進する。また、アシストスーツ等軽労化機器活用も検討し、栽培管理の労力軽減を図る。

イ 省力化樹形の導入

担い手の高齢化や雇用労力の活用などに対応するため、低樹高栽培やぶどうの新短梢栽培、なし等のジョイント仕立てなど、省力技術、早期成園化技術の導入を誘導する。

これらの省力化樹形の導入により、労働時間の短縮を図るとともに、地域内の臨時雇用に限らず、地域外や民間組織によるヘルパーなど多様な労働力が作業しやすい園地の環境づくりを支援する。

ウ ほ場の条件改善

生産性の向上を図るため、園地傾斜の緩和、農道や園内作業道の設置、かん水施設及び排水路の整備等を支援する。

(5) 共同防除組織の機能強化

担い手の高齢化や後継者不足により、適期防除が励行されないことや放任園の発生が懸念されていることに加え、共同防除組織のオペレーターの不足から今後共同防除組織が請け負う樹園地面積の増加が予想されるため、新たなオペレーターの確保を支援し、共同防除組織を中心に地域ぐるみで総合的防除を実践し、果実の安定生産へつなげる。

(6) 果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化

ア 難防除病虫害対策

「モモせん孔細菌病」、「ナシ黒星病」等本県果樹生産に大きく影響を及ぼしている難防除病虫害については、耕種的防除、化学的防除、物理的防除、生物的防除を組み合わせた総合的防除により被害低減を図る。

また、病虫害防除所が発表する病虫害発生予察情報等を活用し、適時適切な防除を徹底する。

イ 自然災害対策

凍霜害、台風、雹害、干ばつ等の自然災害に対応するため、防霜ファン・防風ネット・多目的防災網・かん水施設など被害防止のための施設整備を進めるとともに、青色申告の農業者にはあらゆるリスクへの備えである収入保険、その他の農業者には、自然災害に対応する農業共済への加入を促進する。

さらに、関係機関が連携し、技術対策に基づく予防的な対策と災害発生後の対策を迅速に行う。

ウ 鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による被害の防止を図るため、緩衝帯の整備ややぶの刈り払い等の生息環境管理、侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止対策、捕獲を組み合わせた地域ぐるみでの総合的な対策を実施する。

エ 地球温暖化対策

地球温暖化の影響による、生育の極端な前進化や、もも、りんご、ぶどうの着色不良、着色遅延、なしのみつ症など、生理障害が増加傾向にある。

このため、高温条件下における着色向上対策技術や成熟特性の違いに基づく収穫適期の判断技術等の普及に加え、気候変動に対応した品種の検討と栽培技術、品種開発等の研究を進める。

オ 環境と共生する果樹農業の推進

持続可能な果樹農業を実現するため、性フェロモン剤や生物農薬等の利用拡大、有機物の施用による土づくり、せん定枝の有効利用、農業用使用済みプラスチックの適正処理等の環境への負荷が少ない技術の導入を進める。特に「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」等に基づき持続性の高い農業生産方式の積極的な導入と、特別栽培農産物等の生産拡大を支援する。

(7) 本県果樹のブランド力強化

ア 品種構成の改善

(ア) 福島県果樹品種区分の見直し

品種特性や本県の気象条件への適応性、消費者志向や販売環境の変化等の市場性から総合的に判断し、栽培を推奨する品種を福島県果樹品種区分に位置付けて生産振興に取り組む。

(イ) 県育成オリジナル品種の普及拡大

市場等での取引価格を回復するため、本県の気象条件に適合し、本県果樹の独自性と優位性を高められる新たな県育成オリジナル品種の開発と戦略的な導入拡大を推進する。

(ウ) リレー出荷体制の構築

市場ニーズに対応した高品質果実の長期・安定出荷体制を構築するため、優れた食味など魅力ある優良品種の導入を推進する。

イ 高品質果実生産の推進

(ア) 施設化による品質の向上

高品質果実の安定的な生産と供給を確保するため、施設化を積極的に推進する。特におうとうやぶどうでは、雨除け栽培の普及・拡大を図る。

(イ) 光センサー選果による品質の統一

高品質果実の安定出荷により販売を促進するため、光センサー選果機の利用率向上と選果データを活用した栽培技術の高位平準化を図る。また、消費者や市場ニーズに添って、選果や出荷方法等を検討する。

ウ 安全性確保の徹底

(ア) 放射性セシウム対策

樹園地の除染及び吸収抑制対策の徹底や放射性セシウムの自然減衰により、モニタリングにおいて、栽培管理されたほとんどの品目は「測定下限値未満」となっているものの、すでに樹体に吸収された放射性セシウムの潜在的リスクは依然存在しているため吸収抑制対策として、改植などの放射性セシウム対策を徹底する。

(イ) 放射性物質検査

モニタリングと各産地で実施する自主検査等による検査データの解析等により、検査の対象や範囲の見直しを行いながら、安全性確保の取組を継続する。

(ウ) G A Pの推進

令和3年3月31日現在、県内の果樹経営体の第三者認証G A P取得数は129件となっており、今後も放射性物質や残留農薬等の様々なリスクの排除や、品質管理を徹底

するGAP（「農業生産工程管理」の略称。以下同じ。）の導入と認証取得を推進する。

(8) 販路の拡大

ア 効率的な流通体制の整備

多様化する販売形態や消費形態に対応できる産地体制を確立するため、消費者等のニーズを的確に把握し、これらに対応できる集出荷体制や販売体制の整備を進めるとともに、流通形態の多様化に対応した新たな商品開発、販売方法改善等の取組を支援する。

また、県育成オリジナル品種をはじめとする本県産果実の魅力やおいしさのPRとともに、ブランド力を強化することにより、国内外の販売シェアを拡大する。

イ 輸出の促進

(ア) 輸出の拡大

原子力災害後、早期に規制を解除した東南アジアへの販路を拡大するため、関係団体と連携してニーズ把握に基づく商品づくりや輸出相手国における衛生基準及び残留農薬基準に基づく生産体制整備を支援し輸出を拡大する。

(イ) 輸出に向けた安全性の確保

輸出力を強化するため、相手国の残留農薬基準に対応した防除体系の確立、選果・こん包施設における病虫害侵入防止措置等、検疫条件を満たす体制整備を支援する。

また、ASIA GAPやGLOBAL G. A. P. 等、第三者認証GAPの取得を推進する。

(ウ) 相手国のニーズの把握とそれに対応した生産体制の整備

本県産果実の輸入規制の解除に向けた動きが一層進むことを見据え、海外における消費者の嗜好、売れ筋商品、購買層等、市場ニーズや流通事情の把握に努め、フェア等の開催により本県産果実の認知度を戦略的に高める。

また、海外ニーズに対応した品質と生産量を確保するため、長期・安定出荷が可能な品種構成や規模拡大への誘導を図る。

さらに、輸送コストが削減できる船便活用を想定し、ももなど日持ちしない果実の長期鮮度保持技術を活用するとともに、コールドチェーンを基本とする流通体系を構築する。

(エ) 東アジアへの輸出再開に向けた取組

原子力災害前まで、ももなどの輸出実績があった香港における本県産農産物の輸入停止措置の早期解除に向け、国と連携して働きかけを継続する。

ウ 地域産業6次化の推進

(ア) 付加価値の高い6次化商品の生産拡大

果実の需要拡大を図るため、6次化イノベーターなどによる果実特性を活かした6次化商品の開発や加工、販売施設の整備に対する支援を行う。

(イ) 県育成オリジナル品種等を活用した6次化商品の開発

県育成オリジナル品種等を活用した加工に関する試験研究を進め、6次化商品開発等を促進し、新たな特産品を創出する。

(ウ) 生産工程管理の徹底

品質及び安全面における消費者の信頼を得るため、食品衛生法や食品表示法に基づ

く食品表示の徹底を図るとともに、食品衛生法で義務化されたHACCPに沿った衛生管理の取組を支援する。

エ 高級ブランドの確立

ギフト商品や果実専門店での取扱の提案、高品質果実生産と魅力的なパッケージデザインの開発による販売促進を行い、ブランド化を図る。

オ 地産地消の推進

消費の維持・拡大を図るため、地元観光産業や中食・外食産業などとの連携を強化し、需要に即した生産供給体制を確立する。

また、農産物直売所を通じて、消費者ニーズに的確に対応した魅力的な果実・加工品を供給し、地産地消を促進する。

(9) 風評払拭と消費拡大対策

ア 風評対策

(ア) モニタリング結果の情報発信

本県産果実の安全性を示すため、引き続きモニタリングの結果を速やかに情報発信する。

(イ) 消費者へ向けた各種情報発信

本県産果実の安全性と復興をアピールするため、首都圏や近県の都市部で開催される各種イベントや量販店等における販売促進活動などを通じ、放射性セシウムの検査体制など産地における安全確保の取組を積極的に発信する。

イ 消費拡大

消費拡大を図るため、本県産果実の品質の高さや優れた食味について、各種メディアやオンラインストアを活用し情報発信を行うとともに、機能性、おいしい果実の選び方や食べ方等の情報提供に努める。

ウ 食育の推進

将来にわたり需要を確保することや、毎日の食生活に欠かせない食材として定着させるため、県内の学校給食における本県産果実の利用増加を図るとともに、体験学習等を通じ果樹農業への理解促進を図る。

(10) 苗木の安定的な供給

果樹苗木の生産は一部の限られた苗木生産者によって支えられており、また省力樹形は慣行樹形よりも多くの苗木を必要とし、大苗等専用の苗木を必要とする。

このため、産地、苗木生産者、関係機関と連携し、各地域において育苗組織の形成や、苗木生産に必要な専門的な技術の普及、継承を促進すること等により苗木の安定的な確保・供給体制を強化する。

(11) 樹種別の振興方針

果樹の種類	振興方針
もも	<p>福島県園芸振興プロジェクト重点品目として、本県果樹の最重要品目に位置付け、中通りを中心とした栽培適地において積極的に振興を図る。</p> <p>ア 老木園の改植による産地の再生 品種構成の見直しと合わせて計画的に改植を進める。特に主産地の県北地域においては、モモせん孔細菌病対策として品種ごとの団地化や、円滑な園地継承を目的に老木園の改植を重点的に実施する。</p> <p>イ 新植の推進による産地の拡大 県北地域においては、他樹種からの品目転換や遊休園地の活用を進め、産地の拡大を図る。また、県中、県南及び会津地域においては、水田転作による導入も視野に、栽培面積の拡大を図る。</p> <p>ウ モモせん孔細菌病被害の軽減 モモせん孔細菌病については、防風ネット設置等の総合的な防除対策を継続して徹底するとともに、モモせん孔細菌病の多発地域においては品種ごとの団地化や雨除け施設導入により、被害を軽減する。</p> <p>エ 品種構成の改善による長期安定生産体制の整備と販路拡大 地球温暖化等の影響により、主力品種「あかつき」の収穫期が前進傾向にあり、旧盆需要に合わせた出荷ができなくなっている。また、原子力災害以降、風評等により災害前の売り場面積が完全には回復していない状況にあることから、新植・改植に合わせ、端境期の出荷を可能とする優良品種の導入、品種の構成比率の改善により、優良品種の長期リレー出荷体制を整備し、市場への安定供給を図る。 さらに、遅場産地である本県の立地条件を活かし、大玉で食味や日持ち性に優れる晩生品種を活用し、市場における有利販売や海外への販路拡大を狙う。</p> <p>オ 県育成オリジナル品種の普及推進 本県産もも出荷のスタートを切る品種として、大玉で食味の良い早生品種「はつひめ」の導入を積極的に進める。また、「あかつき」に偏重した品種構成の分散を図るため、「あかつき」の直前の収穫時期となる早生品種「ふくあかり」の導入を積極的に進める。</p>

果樹の種類	振興方針
もも	<p>カ 光センサー選果機の利用による品質の高位平準化 光センサー選果機活用、または機能性強化を支援し、品質の向上と均一化を図り、有利販売につなげる。また、選果データを活用した生産指導により、高品質・高糖度果実の安定生産に努める。</p> <p>キ アジア向け輸出の拡大 タイ、シンガポール等東南アジア向けの輸出拡大に重点的に取り組むとともに、放射性物質の影響により中断している香港、台湾等の輸出再開に向け安全安心をPRする。 また、長期鮮度保持技術を活用し、輸出における輸送コストの低減や長期販売体制の確立を図る。</p>
なし	<p>福島県園芸振興プロジェクト重点品目として、本県果樹の最重要品目に位置付け、中通り・浜通り地方の主産地の維持的な発展を図る。</p> <p>ア 品種構成の改善 「幸水」「豊水」への品種構成の偏重と他県産との競合を回避するため、「あきづき」「甘太」「王秋」等の品種を導入して収穫時期の分散を図り、労力分散と所得の向上を図る。 また、県オリジナル品種については、有望系統の品種登録に向けた手続きを進め、ブランド化に向けた販売及び生産対策を講じ普及拡大を図る。 なお、品種構成の改善は、老木園の改植と併せて積極的に取組を進める。</p> <p>イ 早期成園化技術の導入推進 新植、改植においては省力的で早期多収が可能なジョイント仕立てや新一文字型樹形等の技術の導入を推進する。</p> <p>ウ 光センサー選果機の利用による品質の高位平準化 光センサー選果機を活用、または機能性強化を支援し、品質の向上と均一化を図り、有利販売につなげる。また、選果データを活用した生産指導により、高品質・高糖度果実の安定生産に努める。</p> <p>エ アジア向け輸出の拡大 ベトナム、タイ等東南アジア向けの輸出拡大に重点的に取り組むとともに、放射性物質の影響により中断している香港等の輸出再開に向け、安全安心をPRする。</p>

果樹の種類	振興方針
りんご	<p>全国6位の生産量(農林水産省統計部調べ)を持ち、もも・なしなどとともに樹種複合経営の柱の一つとなる主要品目であることから、中通り・会津地方の主産地の維持的な発展を図る。</p> <p>ア 品種構成の改善 栽培面積の約8割を占める主力品種である晩生種の「ふじ」については、知名度とブランドが確立された販売力の高い品種であることから、今後も基幹品種として振興を図る。地球温暖化の影響により、普通系「ふじ」は着色しにくくなっていることから、着色系「ふじ」や市場性が高く本県の気象条件に適した中生種への更新を進める。</p> <p>イ 県育成オリジナル品種等、優良品種の導入 「べにこはく」や「会津のほっぺ」などの県育成オリジナル品種については、直販や特色ある加工品開発など、品種の特徴を最大限に活かした多様な形態での販売促進に努めながら普及拡大を図る。また、本県の気象条件や土壌条件に適合した優良な中生品種などの導入を進める。</p> <p>ウ 省力栽培技術の導入 わい化栽培については、早期結実、単収の向上を目的として推進を図ってきたが、導入当初に基準となった植栽距離が台木の利用方法や本県の気象条件等に適合せず、樹勢が強勢化し果実品質や作業性の低下といった問題につながっている。 このため、広い植栽距離を確保した低樹高栽培技術等の導入や老木園の改植を積極的に進めるとともに、有望な新品種の導入を進める。</p> <p>エ 光センサー選果機の利用による品質の高位平準化 光センサー選果機未導入の産地では、共選施設の再編整備と併せて光センサー選果機の導入の検討を進めるとともに、既に導入している産地においては、選果データを活用し、高品質・高糖度果実の安定生産に努める。</p>

果樹の種類	振興方針
ぶどう	<p>福島県園芸振興プロジェクト重点品目として、中通り・会津地方を中心に産地が形成されている主要品目で、特に中通りでは巨峰系大粒品種に加え、「シャインマスカット」などの優良品種の導入が進んでいる。一方で施設化が遅れていることから、病害の発生防止や品質向上のため施設化を推進する。</p> <p>ア 消費者ニーズに適合した大粒系品種の導入 販売時期や食味、食べやすさなど多様なニーズに対応できるよう、県育成オリジナル品種を開発するとともに、「シャインマスカット」や「あづましずく」等、品質が高く個性ある大粒系品種への改植を進め、ブランド力を強化する。なお、「あづましずく」は旧盆需用に合わせた出荷となるよう適切な栽培管理を行う。</p> <p>イ 施設化による品質向上と生産安定 雨除け施設の導入により、晩腐病など病害対策や裂果防止、糖度向上による生産安定と品質の向上を図る。</p> <p>ウ 省力化や低コスト化による生産量の確保と新たな産地の育成 新短梢栽培を組み合わせた簡易雨除け栽培や根圏制御栽培等のスマート農業等の技術を活用し、生産量の維持や規模拡大を図る。また、水稻育苗ハウスを利用したぶどう栽培の作付拡大やワイン用原料果実確保を支援し、新たな産地の育成を図る。</p>
かき	<p>かきは県内全域で広く植栽されており、特に県北地域のあんぼ柿、会津地域の「会津身不知」は特色ある産地を形成している。</p> <p>産地の維持を図るために、積極的な改植とともに、低樹高仕立てを推進する。</p> <p>ア あんぼ柿産地の復興 出荷再開が見込めない原料柿生産園地の改植を進め、主産地において継続している加工自粛を早期に解除する。</p> <p>イ あんぼ柿の安全性及び品質の確保 放射性物質対策を含む生産工程管理については、既に産地に導入しているGAPの取組の継続を支援し、安全で信頼される品質の製品出荷体制を維持する。</p> <p>また、自動皮むき機等、省力機器の整備を進め、産地の担い手の経営規模拡大を図り、産地の維持・発展を図る。</p>

果樹の種類	振興方針
かき	<p>ウ あんぽ柿の年内出荷量増加による所得の拡大 品質の確保と加工期間の短縮による早期出荷を可能とする乾燥機械・施設の導入を進め、年内出荷量を増やし、本県産の販売シェア拡大と生産農家の所得向上を図る。 また、あんぽ柿加工者の労力補完や、産地出荷量を維持するため、農業協同組合が整備した大規模な加工・選別・包装施設の衛生対策を関係機関とともに支援する。</p> <p>エ 新たな需要の掘り起こしと販売促進対策 かきが持つ機能性のPRや、新たな加工品開発等を進め、消費拡大や販路の確保に取り組む。 あんぽ柿、会津身不知柿は、歴史ある産地の魅力を積極的にPRし、若い世代の需要拡大を図るほか、輸出に取り組む産地の市場調査や鮮度保持調査などを支援する。</p> <p>オ 省力化及び新技術導入による産地の維持・発展 低樹高仕立て等の普及による省力化、反射資材による着色向上技術及び熟期促進技術の導入等による収穫期の拡大及び品質の向上を図る。</p>
おうとう	<p>収穫時期が早く、本県産果実のスタートを飾る品目であり、年度前半の収入を補完する果樹複合経営品目として位置づける。</p> <p>ア 施設化による品質向上と生産安定 雨除け施設の導入と併せて、本県で開発した「棚栽培」やジョイントV字樹形等の導入により、省力・低コスト・高品質化を進め、栽培面積の拡大を図る。</p> <p>イ 結実確保対策の徹底による安定生産 生産量の安定確保のため、主力品種と親和性の高い受粉樹の導入を推進する。また、凍霜害の被害が発生しやすい品目であることから、防霜ファンなどの施設整備を推進するとともに、燃焼法等による防霜対策を徹底する。</p> <p>ウ 観光果樹の回復 観光果樹園や直売等において、主産県より早く出荷できる強みを打ち出した地産地消の取組を強化する。</p>

果樹の種類	振興方針
すもも	<p>晩生種の「貴陽」など、新たな品種の導入により長期出荷体系（6月～9月）を確立し、出荷額の増加を図る。また、新植・改植に当たっては、より品質の高い果実の安定生産と省力化を図るため、棚栽培等の省力化技術の導入を推進する。</p> <p>また、生産量の安定確保のため、主力品種と親和性の高い受粉樹の導入を推進する。</p>
うめ	<p>省力・土地利用型果樹として普及推進を図るとともに、加工用原料としての利用促進を図るため、新たな6次化商品の開発等を進め、販路の拡大を狙う。</p> <p>また、会津地域の特産品である「高田梅」は、結実確保や凍害防止対策の強化により生産の安定を図る。また、新たな6次化商品の開発も支援し、地域ブランドとしての地位向上を図る。</p>
西洋なし	<p>付加価値の高い優良品種の拡大や、成熟特性に応じた収穫、予冷・追熟技術の普及により、品質の向上・安定化を図る。</p>
キウイフルーツ	<p>主力品種である「ヘイワード」に加え、近年黄色種、赤色種等様々な品種が登場し、市場におけるシェアも高まりつつあることから、これら有望品種への改植を進め、産地の活性化を図る。</p> <p>また、溶液受粉等の導入による結実確保対策を進めるとともに、キウイフルーツかいよう病対策の徹底を図り、生産力の向上に努める。</p>
ブルーベリー	<p>観光果樹園等では、収穫期の異なる多様な品種を導入する等、販売用途に合わせた優良品種の導入を進める。</p> <p>また、機能性を活かした6次化の推進を図るとともに、観光果樹園やグリーン・ツーリズム、直販等と連携した特色ある産地づくりを進める。</p>
いちじく	<p>浜通り地方などの既存産地においては、生産性の低下した老木園の更新を図るとともに、省力技術の導入や規模拡大により生産量を確保し、産地の維持・発展を図る。</p>
くり	<p>凍害やカイガラムシ類による大きな被害が発生していることから、防除対策を強化し生産の安定化を図る。</p> <p>また、流通後の加工適性を考慮し、渋皮を簡単に剥離することができる「ぼろたん」や「ぼろすけ」等、優良品種の導入を進める。</p>

果樹の種類	振興方針
地域特産果樹 (あんず、ぎんなん、くるみ、さるなし、山ぶどう、ゆず、みかん、など)	<p>栽培面積の広がりはないものの、各地域の自然条件に適合し、特産品として定着又は新たな産地化を目指す品目について、生産拡大や6次化の推進等による販売促進を図るとともに、観光との連携等を進めて地域の活性化を図る。</p> <p>また、優良な品種・系統の選定や導入により、高品質果実の安定生産に努める。</p>

- ・地方とは、中通り、会津、浜通りを示す場合に用いた。
- ・地域とは、農林事務所管内を示す場合に用いた。

2 果樹産地構造改革計画の策定

(1) 果樹産地構造改革計画の策定

本県の果樹産地は、平成23年3月に発生した震災と原子力災害により、放射性物質による土壌及び樹体の汚染、風評等による価格の低迷等、甚大な影響を被っている。さらに、担い手の高齢化や後継者不足、園地の基盤整備や規模拡大の遅れなどによる生産基盤の弱体化が進むとともに、気象条件や栽培環境の変化に伴いモモせん孔細菌病やナシ黒星病など生産への影響が大きい病害の被害が拡大していることなどから、産地の存続が危ぶまれる状況に陥っている。

このため、令和2年度の国の果樹農業振興基本方針の改定に伴い、県内の全ての産地において策定した産地の将来像としての目標を定めた果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）に基づき振興する。

(2) 産地計画の内容

産地計画には、人材・園地戦略（担い手の育成・確保、担い手への園地集積・経営継承、雇用労働力確保）、流通・販売戦略（消費者・実需者ニーズへの対応、販売ルートの確保、流通の合理化）、生産戦略（振興品目・品種、労働生産性向上、新技術の導入）、輸出戦略（輸出促進）、自然災害等のリスクへの対応（農業保険加入促進）に関する方針や取組内容を定める。

(3) 果樹産地構造改革計画の策定状況

協議会名	対象地域	対象品目	産地計画策定状況
福島地域果樹産地協議会	福島市、川俣町	もも、なし、りんご、ぶどう、かき、おうとう、すもも	令和2年12月策定
伊達地域果樹産地協議会	伊達市、桑折町、国見町	もも、りんご、ぶどう、かき、おうとう、すもも	令和2年12月策定
JAふくしま未来安達地区果樹産地協議会	二本松市、本宮市、大玉村	なし、りんご、ぶどう	令和2年12月策定
郡山市果樹産地協議会	郡山市	なし、ぶどう	令和2年12月策定
JA夢みなみすかがわ岩瀬果樹産地協議会	須賀川市、鏡石町、天栄村	もも、なし、りんご、ぶどう、かき、おうとう、西洋なし	令和2年12月策定
福島県石川地方農業振興協議会農産園芸部会	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町	もも、なし、りんご、いちじく	令和2年12月策定
JA夢みなみ白河果樹産地構造改革協議会	白河市	もも、なし、りんご、ぶどう	令和2年12月策定
JA会津よつば果樹産地協議会	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、磐梯町、猪苗代町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、南会津町	もも、なし、りんご、ぶどう、かき、おうとう、すもも、うめ	令和2年12月策定
JAふくしま未来そうま地区果樹産地協議会	相馬市、南相馬市、新地町、飯館村	なし、りんご、ぶどう、かき、うめ、いちじく	令和2年12月策定
JA福島さくらふたば地区果樹産地協議会	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村	なし、ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー、いちじく、ゆず、みかん	令和2年12月策定
JA福島さくらいわき地区本部果樹産地協議会	いわき市	なし、いちじく	令和2年12月策定

3 産出額の目標

	平成30年度 (現状)	令和12年度 (目標)	現状対比 (%)
果樹産出額 (億円)	255	306	120

※平成30年度産出額は農林水産省統計部調べ

4 栽培面積及び生産量の目標

区分 対象 果樹 の種類	平成30年度		令和12年度			
	栽培面積 現状 (ha)	生産量 現状 (t)	栽培面積 目標 (ha)	生産量 目標 (t)	現状対比 (%)	
					栽培面積	生産量
もも	1,790	24,200	1,840	31,700	103	131
なし	890	17,100	880	16,000	99	94
りんご	1,260	25,700	1,260	23,250	100	90
ぶどう	281	2,640	281	2,688	100	102
かき	1,080	9,340	1,100	9,000	102	96
おうとう	※93	※345	99	432	106	125
すもも	152	737	149	787	98	107
うめ	395	1,090	378	864	96	79
西洋なし	38	636	38	668	100	105
キウイフルーツ	※26	※144	26	144	100	100
ブルーベリー	※※33	※※38	34	39	103	103
いちじく	※※33	※※119	34	122	103	103
くり	※178	※130	174	127	98	98
その他果樹	※28	※57	28	60	100	105
合計	6,277	—	6,321	—	101	—

(注) 平成30年度の欄は農林水産省統計部調べ (※は県調べ)

※※は平成30年産特産果樹動態等調査の調査結果を記載

5 自然的経済的条件に応ずる果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件

対象 果樹の種類 品種	条件	気 温 条 件			降水量条件 (4月1日 ～ 10月31日)	その 他 の 条 件 (低温要求量)
		年平均気温	4月1日～ 10月31日	耐寒性 (極低温)		
も も	はつひめ	10℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,300mm 以下	800～1200hr
	ふくあかり	〃	〃	〃	〃	〃
	あかつき	〃	〃	〃	〃	〃
	川中島白桃	〃	〃	〃	〃	〃
	ゆうぞら	〃	〃	〃	〃	〃
な し	幸 水	9℃以上	13℃以上	-20℃以上	1,300mm 以下	800～1400hr
	豊 水	〃	〃	〃	〃	〃
	あきづき	〃	〃	〃	〃	〃
り ん ご	つ が る	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,300mm 以下	1400～1600hr
	会津のほっぺ	〃	〃	〃	〃	〃
	シナノスイート	〃	〃	〃	〃	〃
	ふ じ	〃	〃	〃	〃	〃
	べにこはく	〃	〃	〃	〃	〃
ぶ ど う	あづましずく	9℃以上	14℃以上	-15℃以上	1,600mm 以下	500hr 以上
	巨 峰	〃	〃	〃	〃	〃
	高 尾	〃	〃	〃	〃	〃
	シャインマスカット	〃	〃	〃	1,200mm 以下	〃
	ピオーネ	〃	〃	〃	1,600mm 以下	〃
か き	会津身不知	10℃以上	16℃以上	-15℃以上		800hr 以上
	平 核 無	〃	〃	〃		〃
	蜂 屋	〃	〃	〃		〃
おうとう	佐藤錦	7℃以上 14℃以下	14℃以上 21℃以下		1,300mm 以下	1400hr 以上
す も も	大石早生	7℃以上	15℃以上	-32℃以上		1000hr 以上
	ソルダム	〃	〃	〃		〃
う め	白加賀	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		
西洋なし	ラ・フランス	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,200mm 以下	1600hr 以上
キウイフルーツ	ハイワート [®]	12℃以上	19℃以上	-13℃以上		
ブルーベリー	ブルークローブ [®]	8℃以上 11℃以下		-18℃以上		
いちじく	栴井ド [®] -フィン	15℃以上		-9℃以上		
く り	筑 波	7℃以上	15℃以上	-15℃以上		1400～1500hr

(注) 1 低温要求量とは、7. 2℃以下になる期間の延べ時間のことをいう。

※福島県果樹指導要項より

(2) 果樹園経営の指標

ア 目標とすべき 10a 当たりの生産量、労働時間

優良な経営の事例を踏まえ、他産業従事者並みの年間総労働時間(主たる従事者 1 人当たり 1,900 時間)で他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者 1 人当たり 460 万円以上、1 個別経営体当たり 590 万円(主たる従事者 1 人+補助従事者 1 人)以上)確保を目標とする。

対象果樹 の種類	品 種 名	傾 斜 度	成園 10a 当たり 生産量 (kg)	成園 10a 当たり 労働時間 (時間)
も も	は つ ひ め	15 度以下	2,400	210
	ふ く あ か り	〃	2,600	225
	あ か つ き	〃	〃	〃
	川 中 島 白 桃	〃	3,200	235
	ゆ う ぞ ら	〃	〃	228
な し	幸 水	〃	3,500	259
	豊 水	〃	4,000	269
	あ き づ き	〃	〃	〃
り ん ご	つ が る	〃	3,800	192
	会津のほっぺ	〃	4,000	190
	シナノスイート	〃	〃	197
	ふ じ	〃	〃	235
	べにこはく	〃	〃	200
ぶ ど う	あづましずく	〃	1,200	249
	巨峰(雨除け)	〃	〃	〃
	高尾(雨除け)	〃	1,500	240
	シャインマスカット	〃	〃	249
	ピオーネ(雨除け)	〃	〃	240
か き	会津身不知	〃	2,000	120
	平核無	〃	2,600	〃
	蜂屋	〃	2,000	208
お う と う	佐 藤 錦	〃	1,000	277
す も も	大石早生	〃	2,000	147
	ソルダム	〃	2,200	152
う め	白 加 賀	〃	1,000	93
西 洋 な し	ラ・フランス	〃	3,200	311
キウイフルーツ	ヘイワード	〃	2,000	185
ブルーベリー	ブルークロップ	〃	900	438
い ち じ く	柘井ドーフィン	〃	1,500	250
く り	筑 波	〃	320	47

※傾斜度、生産量は福島県果樹指導要項より、労働時間は県調べ

イ 各地方別経営類型

地方名	経営類型	品目・経営規模	生産方式
県北	果樹	おうとう もも りんご 10a 50a 40a	りんご、もも：性フェロモン剤利用
県北	果樹	りんご もも 80a 50a	りんご、もも：性フェロモン剤利用
県北	果樹	ぶどう(露地) もも 60a 60a	もも：中生種、性フェロモン剤利用
県北	果樹	もも かき(あんぼ柿) 120a 30a	もも：早生種30a、中生種60a、晩生種30a、性フェロモン剤利用 かき：原料柿13,500kg購入
県中	果樹	ぶどう 日本なし 80a 120a	ぶどう：「あづましずく」等新短梢栽培 日本なし：「幸水」20a、「豊水」・「あきづき」100a、性フェロモン剤利用
県南	果樹	日本なし りんご 110a 100a	日本なし：「幸水」60a、「豊水」50a、性フェロモン剤利用 りんご：「ふじ」100a、性フェロモン剤利用
会津	果樹	おうとう もも りんご 30a 50a 120a	おうとう：「佐藤錦」 もも：「あかつき」 りんご：「ふじ」わい化栽培
会津	果樹+水稲	かき ぶどう りんご 水稲(移植) 140a 10a 100a 500a	かき：「会津身不知」 ぶどう：水稲育苗ハウス利用による大粒系品種の栽培 りんご：「ふじ」わい化栽培 水稲：「コシヒカリ」高密度播種
相双	果樹	ぶどう 日本なし 20a 180a	ぶどう：「あづましずく」20a 日本なし：「幸水」50a、「豊水」60a、「あきづき」30a、「新高」40a ジョイント栽培20%導入、性フェロモン剤利用
いわき	果樹+水稲	日本なし 水稲(直播・飼料用米) 210a 200a	日本なし：「幸水」80a、「豊水」80a、「新高」50a、性フェロモン剤利用 水稲：作業委託、湛水直播、鉄コーティング

※福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針より

新たに農業経営を営もうとする青年等について、農業経営開始から5年後には、主たる従事者1人当たり1,900時間程度の水準を達成しつつ、アで示した所得目標の60%（中山間地域の場合は55%）に達していることを目標とする。

6 果実の集出荷体制の整備に関する事項

(1) 集出荷施設の機能強化

産地の実態を踏まえ、集出荷施設の再編整備に併せて、より機能の高い光センサー選果機、箱詰め装置、冷蔵施設等の先端技術を活用したシステムの導入により計画的な機能強化を図り、選果効率の向上によるコスト削減に努めるとともに、安定した品質の確保と鮮度保持を徹底し、販売促進を図る。

(2) 選果施設の整備

対象 果樹の種類	項目 選別方式	令和2年度 (現状)		令和12年度 (目標)	
		施設数	年間処理量 (t)	施設数	年間処理量 (t)
もも	光センサー選果	13	8,891	13	10,232
	その他機械選果	0	5	0	9
	小計	13	8,896	13	10,241
なし	光センサー選果	9	3,887	9	4,725
	その他機械選果	3	554	3	470
	小計	12	4,441	12	5,195
りんご	光センサー選果	9	3,666	9	3,612
	その他機械選果	1	7	0	2
	小計	10	3,673	9	3,614
かき	光センサー選果	1	186	1	273
	その他機械選果	3	138	2	55
	小計	4	324	3	328

※園芸課調べ

注) 光センサー選果は、カメラ+光線式(糖度、熟度等)により選果する方式によるもの。

その他機械選果は、重量式、カメラ式等外観品質のみにより、選果する方式によるもの。

(3) 出荷規格の改訂

本県産果実の出荷規格については、取引の合理化・効率化及び流通コスト低減のため「福島県青果物標準出荷規格」を設定し、統一を図ってきたが、消費者ニーズや流通形態の変化に対応するよう随時、出荷規格の改訂を行う。

7 果実加工の合理化に関する事項

(1) 果実加工に関する基本的な考え方

果実の加工利用については、県北地域のもも、りんご及びかきがその大部分を占め、もも、りんごは缶詰や果汁に、かきはいんげん柿に加工されている。しかし、原子力災害後はいんげん柿の加工自粛の要請を継続している。

一方で、新たな加工品としてセミドライフルーツやシードル、生ジュース、いんげん柿を原料とした和・洋菓子が開発・販売されるなど、新たな動きが見られている。さらに、県内各地で新たにワイナリーが整備され、ワイン用ぶどうの栽培も始まるなど、本県の果実加工は新たなステージを迎えつつある。

今後は生産工程管理を徹底した上で、これらの動きを加速するとともに、原料となる果実の品質向上や機能性を活かした新しい加工品の開発に取り組むなど、多様化する消費者ニーズに合わせて本県産果実の需要拡大を図る。

(2) いんげん柿

いんげん柿の主産地である県北地域は、震災と原子力災害の影響を受け、平成 23、24 年度は県の加工自粛要請により加工を自粛した。平成 25 年度からは加工再開モデル地区の設定、全量非破壊検査の実施、GAP の導入による安全な生産体制の確立によりトレー製品での加工・出荷を再開して以降、加工再開モデル地区の拡大とともに出荷量は増加し、平成 28 年度には個包装製品の出荷も再開し、令和 2 年度には約 1,313 トン（震災前の約 85 %）まで回復した。

いんげん柿は、市場からの要望が高く、価格も安定していることから、県北地域の主産地における加工自粛を早期に解除し、産地再生を図るとともに、原料柿の供給体制を確立して出荷量の維持拡大を図る。

また、加工期間の短縮と早期出荷を可能とする、乾燥機械・施設の導入を進め、需要の多い年内の出荷量を増やすとともに、鮮度保持包装技術による高付加価値化を推進し、本県産の販売シェア拡大と生産農家の所得向上を図る。

(3) その他の果実

会津、中通り、浜通り地方で気象条件や地理的条件が大きく異なり、それぞれの特徴を活かして多様な品目の果樹生産が展開されている。

このため、各地域において特色ある加工品開発を推進し、地域特産品としてブランド化し、需要の拡大を図る。

8 その他必要な事項

(1) 本県果樹のPRと地域振興

開花期や収穫期の果樹園は、色鮮やかな独特の景観を作り出すことから、地域の資源として多面的な機能を発揮させ、グリーン・ツーリズムや観光果樹園などと連携することにより、本県果樹のPRと地域振興を図る。

(2) 果樹における施設化の推進計画

樹種	面積 (ha)		備考
	平成30年度 (現状)	令和12年度 (目標)	
もも	0.1	3	雨除けハウス・パイプハウス
ぶどう	24.4	37	雨除けハウス・パイプハウス
おうとう	46.5	64	雨除けハウス・パイプハウス
計	71.0	104	

※平成30年度の欄は農林水産省統計部調べ

(3) 主な果樹の品種構成の改善目標

樹種	収穫時期	構成比 (%)		備考 (主な品種)
		平成30年度 (現状)	令和12年度 (目標)	
もも	早生種	12	20	はつひめ、暁星、ふくあかり等
	中生種	65	50	あかつき、まどか等
	晩生種	23	30	川中島白桃、ゆうぞら等
	計	100	100	
なし	早生種	36	35	幸水等
	中生種	56	45	豊水、あきづき、二十世紀等
	晩生種	8	20	新高、甘太、王秋等
	計	100	100	
りんご	早生種	5	5	着色系つがる、さんさ等
	中生種	13	30	シナスイト、ジョナゴールド [®] (着色系)、陽光等
	晩生種	82	65	王林、着色系ふじ、べにこはく、ぐんま名月等
	計	100	100	

※現状構成比は特産果樹生産動態等調査より

(4) なしジョイント仕立て推進計画

区分	平 22 年	平 28 年	平 29 年	平 30 年	令元年	令 2 年 (現状)	令 12 年 (目標)
ジョイント仕立て面積 (a)	4	418	548	669	835	932	1,932

※園芸課調べ(面積には新一文字樹形も含む)

(5) りんごわい化栽培推進計画

区分	昭 55	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 27	平 30 (現状)	令 12 (目標)
栽培面積 (ha)	2,860	3,020	2,720	2,250	1,880	1,600	1,430	1,330	1,260	1,260
わい化面積 (ha)	172	514	653	615	367	339	226	193	187	252
わい化面積 比率 (%)	6	17	24	27	20	21	16	14	15	20

※栽培面積は農林水産省統計部調べ、わい化面積は特産果樹生産動態等調査より